

○環境審議会条例

平成 6 年 3 月 29 日

宮城県条例第 13 号

改正 平成 12 年 3 月 28 日条例第 28 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 20 号

環境審議会条例をここに公布する。

環境審議会条例

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平 12 条例 28・全改）

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 1 学識経験のある者
- 2 関係行政機関の職員

（平 24 条例 20・一部改正）

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(公害対策審議会条例の廃止)

- 2 公害対策審議会条例(昭和46年宮城県条例第13号)は、廃止する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(公害防止条例の一部改正)

- 4 公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成12年条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(公害防止条例の一部改正)

- 3 公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(環境美化の促進に関する条例の一部改正)

- 4 環境美化の促進に関する条例(昭和59年宮城県条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(環境基本条例の一部改正)

- 5 環境基本条例(平成7年宮城県条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において宮城県環境審議会の委員(県議会の議員である委員に限る。)である者の任期は、改正前の環境審議会条例第3条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。